

水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置について(議案第60号資料)

1 補正予算の目的

水道料金の基本料金を無償とする臨時的な特別措置を実施する財源として、一般会計から水道事業会計物価高騰対応夏期特別臨時補助金を繰入れることに伴う補正。

2 基本料金無償化相当分(令和7年1月～4月実績)

区 分	1～4月実績(税抜、円)
口径13mm	53,559,571
口径20mm	304,170,553
口径25mm	27,257,220
共同住宅*	5,489,840
生活保護等減免	8,438,051
計	398,915,235

*寮、グループホーム等

3 対象水道栓数(令和7年4月分)

口径(mm)	水道栓数（個）		割 合	
13	16,806	91,374	18.21%	99.01%
20	69,712		75.54%	
25	4,856		5.26%	
30～100	909		0.99%	
計	92,283		100.00%	

4 対象料金: 4か月・税抜

口径 (mm)	基本料金 (1か月分/税抜、円)	対象金額 (4か月分/税抜)
13	842	1,684円(2か月分)×2回検針分= 3,368 円
20	1,123	2,246円(2か月分)×2回検針分= 4,492 円
25	1,416	2,832円(2か月分)×2回検針分= 5,664 円

5 対象期間: 検針日7月1日～10月31日の期間の検針2回分

検針月	地 区	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
奇数月	西久保、緑町、八幡町、 関前、境、境南町、桜堤		検 針		検 針	対象外
偶数月	吉祥寺東町、吉祥寺南 町、御殿山、吉祥寺本 町、吉祥寺北町、中町	対象外		検 針		検 針